

都留市利用者負担額（保育料）一覧

保育認定（0歳児から2歳児クラス）

（令和元年10月1日～）

世帯区分 (所得割の合計額)	階層	保育料（月額）			
		保育標準時間認定		保育短時間認定	
		第1子	第2子	第1子	第2子
生活保護法による被保護世帯	1階層	0円	0円	0円	0円
市町村民税非課税世帯	2階層	0円	0円	0円	0円
48,600円未満	3階層	12,500円	6,250円	12,300円	6,150円
ひとり親世帯等	3B階層	6,250円	0円	6,150円	0円
48,600円以上 77,101円未満	4階層の1	18,000円	9,000円	17,600円	8,800円
ひとり親世帯等	4B階層	9,000円	0円	8,800円	0円
77,101円以上 97,000円未満	4階層の2	23,500円	11,750円	23,100円	11,550円
97,000円以上 139,000円未満	5階層の1	30,000円	15,000円	29,500円	14,750円
139,000円以上 169,000円未満	5階層の2	38,000円	19,000円	37,400円	18,700円
169,000円以上 200,000円未満	6階層の1	42,000円	21,000円	41,300円	20,650円
200,000円以上 301,000円未満	6階層の2	47,000円	23,500円	46,300円	23,150円
301,000円以上 397,000円未満	7階層	49,000円	24,500円	48,200円	24,100円
397,000円以上	8階層	50,000円	25,000円	49,100円	24,550円

- 所得割の合計額は、保育料算定者（父母又は家計の主宰者）に係る所得割の合計額をいいます。
- 婚姻によらないで母となった女子又は父となった男子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないものは、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡婦又は寡夫とみなします。（要申請）
- 非課税世帯とは、所得割及び均等割の両方が課税されない世帯をいいます。
- ひとり親世帯等とは、母子家庭・父子家庭及び障がい者（児）を有する世帯をいいます。
- 第1子、第2子等の数え方は、保育園等を利用する小学校入学前子どもの最年長者から順に、第1子、第2子、第3子、・・・と数えます。
ただし、所得割の合計額が57,700円未満（ひとり親世帯等の場合は、77,101円未満）の世帯は、当該世帯の最年長の子どもから順に、第1子、第2子、第3子、・・・と数えます。
- 全ての階層において、第3子以降の子どもの保育料は無料となります。
- 保育料算定者が所得状況を申告されていない（未申告）場合は、所得状況の申告後、課税状況の変更届が提出されるまで（提出日が属する日の月末まで）の間、最大階層（8階層）の保育料となります。